

利用料金(医療保険)
基本料金

令和8年6月1日～

訪問回数\利用者負担金	基本療養費	管理療養費1(7670円)		1割負担	2割負担	3割負担
		機能強化型1	機能強化型2			
1日目	5550円	13230円	10030円	1558円	3116円	4674円
2日目及び3日目	5550円	3000円		855円	1710円	2565円
週4日以降(PT・OT・STは5550円)	6550円	3000円		955円	1910円	2865円
入院中外泊時の訪問	8500円			850円	1700円	2550円
専門看護師(がん・褥瘡)(特定行為)	12850円			1285円	2570円	3855円

同一建物居住者の訪問(3人以上)

訪問回数\利用者負担金	基本療養費		管理療養費1	利用者負担額		
	2人以上(1人目から)	3人以上		1割	2割	3割
1日目	5550円	(2780円)	7670円	1558円(1045円)	3116円(2090円)	4674円(3135円)
2日目及び3日目	5550円	(2780円)	3000円	855円(578円)	1710円(1156円)	2565円(1734円)
週4日以降	6550円	(3280円)	3000円	955円(628円)	1910円(1256円)	2865円(1884円)
専門看護師(緩和・褥瘡)(特定行為)	12850円					

加算

加算名	金額	利用者負担額(円)			加算要件
		1割	2割	3割	
1日2回訪問時	4500円	450	900	1350	1日2回訪問した場合(同一建物内3人以上 4000円)
1日3回訪問時	8000円	800	1600	2400	1日3回訪問した場合(同一建物内3人以上 7200円)
早朝加算	2100円	210	420	630	午前6時～午前8時
夜間加算	2100円	210	420	630	午後6時～午後10時
深夜加算	4200円	420	840	1260	午後10時～午前6時
長時間訪問看護加算(週1回又は3回)	5200円	520	1040	1560	特別管理加算を算定する方で1時間30分を超える場合、別に厚生労働大臣が定める者は週3回まで
24時間対応加算	6520円	652	1304	1956	24時間いつでもご相談をうけることができ、必要時訪問もいたします
乳幼児・幼児加算	1300円	130	260	390	乳幼児(6歳未満)・厚生労働大臣が定める者(1800円)
緊急時訪問看護加算	2650円	265	530	795	病態の急変等で、在宅療養医療機関の医師の指示により看護師が訪問した場合(月14日目迄)
	2000円	200	400	600	病態の急変等で、在宅療養医療機関の医師の指示により看護師が訪問した場合(月15日目以降)
特別管理加算(重症度の高い方)	5000円	500	1000	1500	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている方、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している方
特別管理加算(その他の方)	2500円	250	500	750	在宅酸素療法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸器指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理等を受けている方
ターミナルケア療養費	25000円	2500	5000	7500	主治医の連携の下、在宅で終末期の看護サービスを提供して最後まで実施したとき、14日以内2回以上訪問、医療機関に搬送され24時間以内に亡くなった場合
複数名訪問看護加算	4500円	450	900	1350	同時に複数の看護師で訪問看護を行った場合(同一建物内3人以上 4000円)・補助者(看護師含む)3000円
情報提供療養費1.2.3	1500円	150	300	450	市町村・義務教育諸学校・保険医療機関等に対して訪問看護の実施に関する情報を提供
退院時共同指導加算(2回)	8000円	800	1600	2400	入院または入所中の方に対し、退院又は退所にあたって、主治医や他医療関係職種と共同して在宅での療養に必要な指導を行った場合(厚生労働大臣が定める疾病)
特別管理指導加算	2000円	200	400	600	退院時共同指導加算を算定する場合、特掲診療料の施設基準等別表第八の掲げる状態等に該当する場合
退院支援指導加算	6000円	600	1200	1800	末期の悪性腫瘍等により医療機関に入院中で、退院が決定した利用者に対し、その退院日に在宅での療養に必要な指導を行った場合(長時間及び複数回合算(90分超)にわたる指導(8400円))
在宅患者連携指導加算	3000円	300	600	900	医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、利用者及び家族への指導を行うとともに、その内容を他職種に情報提供した場合
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	2000円	200	400	600	在宅での療養中の方の急変に伴い、関係する医療従事者と共同で療養に必要な指導を行った場合
DX情報活用加算	50円	5	10	15	オンライン資格確認等により利用者の診療情報・薬剤情報を取得・活用し計画的な管理を行う
ベースアップ評価料 I	1830円	183	366	549	厚生労働省が定める基準に基づき看護職員その他の医療関係職種の賃上げの取り組みに向けた評価
ベースアップ評価料 II	10円～500円				
看護・介護職員連携強化加算	2500円	250	500	750	喀痰吸引、経管栄養等必要とする利用者に対して訪問看護ステーションの看護職員が介護職員等に対して業務が円滑に行われるように支援を行った場合
訪問看護医療情報連携加算	1000円	100	200	300	医療関係職種等によりICTを用いて記録された利用者の情報を取得および活用した場合
訪問看護遠隔診療補助料	2650円	265	530	795	主治医が情報通信機器を用いた診療に際し、看護職員が利用者と同席の下で緊急に診療が必要と判断した時に、看護職員が訪問診療の補助を行った場合
訪問看護物価対応料1					イ)月の初日の訪問の場合60円 ロ)月の2日目以降の訪問の場合20円
訪問看護物価対応料2					20円
専門管理加算(月1回)	2500円	250	500	750	専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合
遠隔死亡診断補助加算	1500円	150	300	450	医師が行う死亡診断等について、ICTを活用した在宅での看取りに関する研修を受けた看護師が情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合

その他の費用(保険適用外サービス)

※24時間対応加算のみ別途同意書有り

項目	要 件
永眠時のケア	亡くなられた後の処置料10000円(材料費込)
交通費	当事業所より2km以内は無料とし、川崎区内は1回につき400円 川崎区以外の区域は公共交通料金の実費相当
自費による訪問看護	120分を超える訪問に対して保険適用外での利用 30分あたり1500円(別紙契約書あり)
キャンセル料(利用者負担金)	前々日 無料 前日 50% 当日 100%

※公費医療(重度障害・難病・乳児医療等)のご利用が可能な場合があります。

この場合は利用料金の減額や公費負担により利用料金が不要となったり、利用料金の払い戻しができます。

詳しくは担当者にお尋ね下さい。

川崎大師訪問看護ステーション

TEL 044-266-2180

年 月 日

川崎分室

TEL 044-276-8992

上記事項について説明を受け、利用料金に同意します。

説明者氏名

利用者氏名

印

家族又は代理人氏名

印